

職種	基準額	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
			割増係数 1.25 (A) × 1/8 × 1.25	割増係数 1.35 (A) × 1/8 × 1.35	割増係数 0.25 (A) × 1/8 × 0.25
特殊作業員	25,100	0.769	0.120	0.130	0.024
普通作業員	21,900	0.828	0.129	0.140	0.026
軽作業員	16,600	0.851	0.133	0.144	0.027
造園工	22,000	0.773	0.121	0.130	0.024
法面工	28,000	0.826	0.129	0.139	0.026
とび工	26,400	0.860	0.134	0.145	0.027
石工 [参考値]	33,100	0.858	0.134	0.145	0.027
ブロック工 [参考値]	24,800	0.835	0.130	0.141	0.026
電工	24,700	0.706	0.110	0.119	0.022
鉄筋工	26,000	0.872	0.136	0.147	0.027
鉄骨工	25,400	0.831	0.130	0.140	0.026
塗装工	25,400	0.824	0.129	0.139	0.026
溶接工	26,400	0.842	0.132	0.142	0.026
運転手（特殊）	25,200	0.778	0.122	0.131	0.024
運転手（一般）	22,100	0.793	0.124	0.134	0.025
潜かん工	36,100	0.861	0.135	0.145	0.027
潜かん世話役	44,700	0.718	0.112	0.121	0.022
さく岩工	32,500	0.683	0.107	0.115	0.021
トンネル特殊工	46,100	0.931	0.145	0.157	0.029
トンネル作業員	30,800	0.888	0.139	0.150	0.028
トンネル世話役	46,900	0.903	0.141	0.152	0.028
橋りょう特殊工	31,300	0.851	0.133	0.144	0.027
橋りょう塗装工	31,200	0.855	0.134	0.144	0.027
橋りょう世話役	38,500	0.818	0.128	0.138	0.026
土木一般世話役	25,200	0.775	0.121	0.131	0.024
高級船員	30,200	0.720	0.113	0.122	0.023
普通船員	24,800	0.737	0.115	0.124	0.023
潜水士	48,000	0.807	0.126	0.136	0.025
潜水連絡員	35,700	0.887	0.139	0.150	0.028
潜水送気員	33,700	0.876	0.137	0.148	0.027
山林砂防工	-	0.775	0.121	0.131	0.024
軌道工	33,600	0.823	0.129	0.139	0.026
型わく工	26,300	0.898	0.140	0.152	0.028
大工	25,500	0.896	0.140	0.151	0.028
左官	24,500	0.835	0.130	0.141	0.026
配管工	23,600	0.764	0.119	0.129	0.024
はつり工	29,700	0.830	0.130	0.140	0.026
防水工	27,300	0.782	0.122	0.132	0.024
板金工	24,800	0.799	0.125	0.135	0.025
タイル工 [参考値]	26,100	0.963	0.150	0.163	0.030
サッシ工 [参考値]	24,800	0.785	0.123	0.132	0.025
内装工	26,600	0.861	0.135	0.145	0.027
ガラス工	25,100	0.738	0.115	0.125	0.023
建具工 [参考値]	24,700	0.851	0.133	0.144	0.027
ダクト工	22,800	0.720	0.113	0.122	0.023
保温工	23,800	0.740	0.116	0.125	0.023
設備機械工	27,700	0.746	0.117	0.126	0.023
交通誘導警備員A	18,500	0.860	0.134	0.145	0.027
交通誘導警備員B	15,700	0.908	0.142	0.153	0.028
屋根ふき工 [参考値]	27,100	0.782	0.122	0.132	0.024
建築ブロック工 [参考値]	21,000	-	-	-	-
準用する労務単価 機械工（溶接工）	26,400	0.842			

- 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
- 法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職種	基準日額	割増対象賃金比
「土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）」の労務費のうち技術労力費を定めたもの		
電気通信技術者	38,800	0.640
電気通信技術員	26,100	0.640
(1) 職務の定義 1 電気通信技術者 電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。 2 電気通信技術員 電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。		
(2) 電気通信関係技術者等単価の構成 ・基本給相当額 ・基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当） ・臨時の給与（賞与等） ・実物給与（食事の支給等）		
(3) 単価に含まれない賃金、手当、経費 ・時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金 ・各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当 ・現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費		
(4) 留意事項 ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない ・法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている		

職種	基準日額	割増対象賃金比
「電気通信施設点検業務積算基準(案)」及び「電気通信施設保守業務積算基準(案)」の労務費のうち直接人件費を定めたもの		
点検技術者	38,600	0.610
点検技術員	29,700	0.610
「電気通信施設運転監視業務積算基準(案)」の労務費のうち直接人件費を定めたもの		
運転監視技術員	29,700	0.610
(1) 職務の定義 1 点検技術者 電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。 2 点検技術員 電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、点検技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。 3 運転監視技術員 電気通信施設の運転監視業務に従事する、管理技術者の指揮・命令下でその業務を行うことのできる者をいう。		
(2) 電気通信関係点検技術者等単価の構成 ・基本給相当額 ・諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他） ・賞与相当額 ・事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）		
(3) 単価に含まれない賃金、手当 ・時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金 ・各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当		
(4) 留意事項 ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない		

＜令和 7 年 3 月から適用する機械設備工事積算に係わる標準賃金＞

(円/日)

職種	標準賃金	割増対象賃金比
機械設備製作工 ・内訳は基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。	31,200	- 製作原価以外では適用できない。
機械設備据付工 ・内訳は基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与である。	30,300	0.699
準用する労務単価 点検整備工（機械設備据付工）	30,300	0.699

＜令和 7 年 3 月から適用する港湾請負工事積算基準に係る標準賃金＞

(円/日)

職種	基準日額	割増対象賃金比
潜水士（ダイバー）標準賃金		
潜水深度10m未満	52,700	-
潜水深度10～20m未満	57,700	-
潜水深度20～30m未満	62,700	-
潜水深度30～40m未満	67,600	-
・標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。 ・潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。 ・上廻り員は「公共工事設計労務単価」の潜水送気員に準じる。		
船舶及び機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金		
船舶製作工	29,800	-
・標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。		
公共工事設計労務単価を準用する労務単価		
船団長（高級船員）	30,200	0.720
潜水世話役（潜水士）	48,000	0.807